監第 330 号 技管第 476 号 令和 2 (2020)年 3 月 23 日

部内各課室所長様

次長兼監理課長 参事兼技術管理課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」(令和2 (2020)年2月28日付け監第293号、技管第431号)及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」(令和2 (2020)年3月12日付け監第315号、技管第458号)に基づき、工事及び業務の一時中止措置等を執っているところですが、令和2年3月20日以降、別途通知を行うまでの間、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 工事又は業務の一時中止措置等について

別添の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について」(令和2年3月19日付け国地契第67号、国官技第398号、国営管第446号、国営計第138号、国港総第680号、国港技第97号、国空予管第886号、国空空技第570号、国空交企第413号、国北予第50号)によるものとし、以下により対応する。

受注者から一時中止措置等の延長の希望がある場合に、延長を希望する期間等について、必要があると 認められるときは、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一 時中止や設計図書等の変更を行う。

また、一時中止措置等を実施していない受注者が自ら一時中止等の意向を申し出る場合も同様とする。なお、受注者から一時中止等の延長の希望がない場合は、順次工事等を再開することとする。

2 工事及び業務の再開にあたっての感染拡大防止対策について

工事及び業務の再開に当たっては、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるように取り組むこと。

3 一時中止措置等に伴う繰越等の措置について

1の措置に伴い、工期又は履行期間が年度を超える可能性がある場合には、速やかに事業主管課を通じて監理課に報告すること。

監理課工事管理担当 電話:028-623-2389 技術管理課技術調整担当 電話:028-623-2421